

合併公告

令和6年6月20日

株主及び債権者各位

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
株式会社ユビキタスAI
代表取締役 長谷川 聡

株式会社ユビキタスAI（以下「甲」という。）と株式会社エイム（住所：神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403番地35 武蔵小杉タワープレイス14階、以下「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことにいたしましたので、公告いたします。この吸収合併により、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになります。

効力発生日は、令和6年8月1日であり、甲の株主総会の承認決議は令和6年6月27日を予定しており、乙は会社法第784条第1項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行わず、資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第797条第1項に基づき、この合併に反対で株式買取請求権を行使される株主（議決権を有する株主は、上記の株主総会においてこの合併に反対したことが条件となります。）は、合併の効力発生日の20日前の日から合併効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数を書面により甲に対してご通知下さい。そのご通知に当たっては、買取請求に係る株式が記録されている振替口座を開設する口座管理機関（証券会社等）に対して、個別株主通知の申し出の取次請求を行うとともに、以下に記載の買取口座に当該株式の振替申請を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、甲指定口座への振替は、令和6年7月31日（水）までに完了されるようお願い申し上げます。具体的な振替に必要となる期間やお手続きにつきましては、ご利用の口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

振替先口座（買取口座）管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社ユビキタスAI
当社の加入者口座コード	0029473-05715969000030

2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に書面によりその

旨をお申し出ください。

3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) <https://www.aim-inc.co.jp/company/notice.html>

以上